

## ■ 第5章 基本計画 ■

### I 地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識を共有しよう～

#### 1. 地域で支えあう意識の啓発【重点】

##### 【現状と課題】

住民が地域で心豊かに安心して暮らせる社会をめざす上で、互いに思いやり、住民同士が支えあい、助けあう意識が重要となります。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民一人ひとりが地域福祉の理解を深めていく必要があります。

本市では、広報紙やホームページ、回覧板、社会福祉協議会など関係機関の広報などを活用して、地域福祉について理解や認識を深めるような様々な情報提供を進めてきました。

アンケート調査では、「地域福祉についてどのようなことだと思うか」については、「互いに助けあうこと」が59.5%と最も多く、以下「高齢者の介護」、「障がい者（児）への支援」となっています。こうした結果から地域福祉は、多くの住民が互いに助けあうという認識を持っていることがわかりました。

こうした認識をより深め、地域の住民で支えあっているという意識を高めるためにも、広報紙やホームページに加えて、SNSを活用する等、より多くの市民に対して情報を発信していく必要があります。

また、女性や子ども、高齢者や障がいのある人、外国人などに対する様々な人権問題について、人権問題学習講座等を通じて、幅広く意識啓発を行ってきました。今後も偏見や差別を解消し、相互理解を促すためにも学習機会や啓発活動の充実を図る必要があります。

##### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるために、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあう「地域福祉」の考え方を、様々な媒体により周知啓発を図ります。
社会福祉協議会	市民が地域福祉について正しい理解と関心を深めるために、情報や学習機会の提供などを通じて啓発活動を行います。 また、地域で活動する社会福祉協議会の事業内容を周知します。

## 【市民や事業者等に求められる役割】

日頃から地域福祉に関する様々な話題や情報に関心を持つとともに、高齢者や障がいのある人など助けを必要としている人たちとふれあう機会をつくり、地域での支えあい・助けあいの必要性について理解を深めることが求められます。

## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
近隣の人と日頃から助けあっている人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	20.9%	27.2%

## （１）地域福祉の意識啓発

### ■市の取組

	取組	内容
①	広報紙等を通じた周知啓発の充実【重点】	広報紙やホームページ、回覧板、各種講演会やイベント等を活用して、地域福祉についての理解や認識が深まるよう周知啓発に努めます。また、SNSの活用など、効果的な周知啓発方法について検討します。
②	地域福祉に関する講座の開催【重点】	地域福祉について幅広く地域住民の理解を得るとともに、地域課題について共通の意識を持ってもらうため、町内会単位や年代別、各種イベント等の場を活用するなど、様々な単位や機会での地域福祉に関する講座の開催をめざします。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	「ふくしだより」、ホームページ等の充実【重点】	「ふくしだより」やホームページの内容を充実し情報や学習機会を通じて啓発活動を行います。また、SNS等を活用して福祉情報の提供の充実を図ります。
②	イベントでの啓発、活動のPR【重点】	各種イベントにて、地域福祉の啓発や地域福祉活動の情報提供を行います。また、社会福祉協議会の取組や地区社協活動をPRします。

## (2) 人権尊重に対する理解促進と社会参加の推進

### ■市の取組

	取組	内容
①	人権に関する啓発活動	同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者や障がいのある人、外国人などに対するあらゆる偏見や差別を解消し、すべての人の人権が尊重されるまちをめざし、人権教育、啓発を推進します。
②	南文化センターを拠点とした社会参加の支援	南文化センターにおいて、様々な人権問題への関心と理解を深める情報を発信するとともに、地域の交流事業や生活課題に応じたデイサービス事業などを展開し、住民の社会参加を支援します。
③	多文化共生の推進	国際交流協会と連携し、国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを尊重し理解しあうことができるように日本人市民と外国人市民の交流を進めます。また、外国人の児童・生徒に対し日本語や日本文化に触れる機会として日本語教室を実施し、外国人が暮らしやすい環境整備を図ります。
④	虐待防止に関する施策の推進	高齢者、障がいのある人、子どもに対する虐待や、配偶者等からのDV*を防止するため、周知啓発を行います。また、虐待を防止することや適切な早期対応が可能となるよう、関係機関や地域等との連携強化を図ります。

## 2. 福祉教育の推進

### 【現状と課題】

地域福祉を推進するために、学校等における福祉教育の充実が重要となります。

本市では、豊かな人間性や社会性を育むために、市内 12 小中学校に地域学校協働本部\*を設置し、学校・保護者・地域が協働してボランティア活動による学習支援、地域活動等を推進してきました。また、社会福祉協議会との連携により、車いす体験や盲導犬体験など小中学校及び市内高等学校での福祉教育を実施してきました。

アンケートの結果では、福祉教育を行う上で有効な方法として「高齢者や障がい者（児）などとの交流」が 4 割を超え多くになっており、以下「福祉施設の見学」、「地域行事での福祉体験」と続いています。また、子どもたちの福祉の心を育てるために必要な取組として、「できるだけたくさんの方の体験活動を学校で行う」が 5 割弱と最も多くなっていました。

こうした結果をふまえて、今後も、家庭・学校・地域が連携して福祉教育を推進し、福祉意識の向上を進めていく必要があります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	子どもの頃から、地域福祉について理解と関心を深め、身近なところで困っている人に思いやりの心を持って接することができるように、学校等での福祉教育を進めます。
社会福祉協議会	学校教育における体験学習等、福祉教育を子ども、高齢者、障がいのある人とともに学びあいながら、子どもの頃から支えあいの意識を育み、地域福祉の担い手育成につなげていきます。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

様々な地域活動や体験学習等への参加を通じて、高齢者や障がいのある人など、助けを必要としている人たちへの理解を深めることが求められます。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和 7 年度
福祉教育実施学校数	11 校	15 校

## (1) 学校等における福祉教育の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	豊かな社会性を育む 地域学習・体験活動や 生涯学習*の推進	児童・生徒の豊かな人間性や社会性、地域への愛着を育み、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、学校・保護者・地域が協働して地域活動やボランティア活動などの体験活動を推進します。 また、地域課題などに応じた生涯学習の機会や内容を充実するとともに、学習成果を地域に生かすための支援に努めます。
②	福祉教育の充実	児童・生徒にノーマライゼーション*の理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がいのある人の日常生活に根ざした体験学習やワークショップに取り組むなど、小中学校等において、児童・生徒の発達段階に合わせた福祉教育の充実を図ります。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	福祉教育への支援	市内の小中高校が実施する、障がいのある人や高齢者などへの理解促進を図るための福祉教育に対して助成を行います。児童、生徒の成長に合わせたカリキュラムで、体験を重視した学習内容の充実に努めます。

### 3. 情報提供の充実

#### 【現状と課題】

本市では、市の広報紙、ホームページや各種ガイドブック等の様々な媒体により、各種サービスの情報提供に努めています。また、市や社会福祉協議会の窓口においても、サービスの適切な利用につなげています。

アンケート結果では、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについては、「十分できている」と「大体できている」を合わせた“できている人”は1割半ばにとどまっており、多くの人は情報を入手できていないと考えています。

情報の入手先については、「市の広報」が59.9%と最も多く、以下「町内会の回覧板」、「社会福祉協議会の「社会福祉協議会だより\*」「ふくしだより」となっています。

今後の情報提供のニーズが高いと考えられる「インターネット」は15.3%と比較的低くなっていますが、30代では35.5%となっており、今後ホームページやSNSへのニーズが一層高まると考えられます。また、福祉サービスの利用が多い50代以上の住民は市の広報紙が頼りである状況が見てうかがえることから、今後も必要なときに役立つ、わかりやすい紙面づくりに努める必要があります。

こうしたことから、年代ごとのニーズに合わせて情報提供を行うことが重要となります。

※社会福祉協議会だより：令和2年4月から「ふくしだより」と統合

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスに関する情報をわかりやすい提供手段、わかりやすい表現で提供します。社会福祉協議会はもちろん、民生委員・児童委員、介護支援専門員*、福祉関連事業所や医療機関などとも連携し、適切に福祉情報を提供します。
社会福祉協議会	福祉サービス等の社会資源*に関する様々な情報提供は「ふくしだより」やホームページ等により行い、市民にわかりやすい内容に改善していきます。また、SNS等の活用により、福祉に関する情報を発信していきます。さらには、支援の必要な人や家族等に適切な情報提供ができるよう研修等による職員のスキルアップを進めます。

#### 【市民や事業者等に求められる役割】

広報紙やホームページ等で情報収集を行うとともに、市や社会福祉協議会等の相談窓口を活用します。福祉関連事業所や医療機関は、来訪者・相談者に対して福祉サービスに関する情報提供を積極的に行います。

【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
必要な福祉サービス情報を 入手できている人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	14.1%	18.3%

(1) わかりやすい福祉情報の充実

■市の取組

	取組	内容
①	わかりやすい福祉情報の 提供の充実	<p>広報紙やホームページ、回覧板等により、福祉サービスに関する情報を、よりわかりやすく提供できるよう努めます。</p> <p>また、SNS等を活用するなど、より多くの市民が情報を得やすくなるよう、新たな情報提供の方法について検討します。</p>

■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	「ふくしだより」、 ホームページ等の充実	<p>福祉情報を必要とする人が、必要なときに役立ち、わかりやすい紙面となるように「ふくしだより」や「ホームページ」の内容及び掲載方法を見直し、情報提供できるように努めます。</p>

## II 地域での共生

～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～

### 1. 支えあいのまちづくりの推進【重点】

#### 【現状と課題】

地域課題が多様化・深刻化するなかで、地域内における身近な見守りや助けあいの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。その土壌となるコミュニティ推進協議会等の活動を支援し、住民のコミュニティ活動への理解を深め、幅広い協力・参加を促すとともに、地区社会福祉協議会活動を活性化させ、福祉課題に対応できるような推進体制を構築する必要があります。

アンケート結果では、地域でどのような支援が必要かについて、「安否確認」が18.4%で最も多く、また、近所に困っている人がいるときに協力できることは「安否確認の声かけ」が70.1%で最も多くなっています。このように、安否確認のニーズに対して、多くの市民の協力の意向がみられ、いかに要支援者と支援者の双方を結びつけるかが課題となります。

さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新しい生活様式をふまえて、いかに接触を減らしながら地域活動を安全に行うことができるかを検討していく必要があります。こうした、アンケート結果や地域の現状をふまえて、住民への地域活動の周知、参加促進を行い、地域で支えあう共生のまちをめざしていく必要があります。

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	地域自治の役割や必要性の周知、コミュニティ推進協議会による情報発信を支援し、地域自治活動への関心を高め自主的な参加・協力を促します。コミュニティ推進協議会を核とした地域課題解決の自主的な活動を支援します。
社会福祉協議会	町内会やコミュニティ推進協議会における支えあいの福祉活動を展開するために、コミュニティ推進協議会等と密接に連携を図りながら地域活動や福祉に関する情報提供や学習機会の提供を通じて意識啓発を図ります。また、住民同士の相互理解を深め、地域課題の発見や解決について話し合うための対話の場や組織づくりについて、きめ細かくサポートしていきます。市と同様に新しい生活様式をふまえた地域活動を推進していきます。



## 【市民や事業者等に求められる役割】

コミュニティ推進協議会から発信される様々な情報に触れることで、コミュニティ推進協議会の役割や活動内容、その必要性について理解を深めることが求められます。

地域づくりについて我が事として捉え、地域の一員としての自覚を高めるとともに、地区懇談会や研修会に参加するなど、コミュニティ活動の担い手として期待されます。

## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ボランティア活動をしている (過去にした)人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	21.6%	32.4%
コミュニティ推進協議会活動に 参加している人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	49.5%	64.4%

## (1) 地域活動の支援・活性化

### ■市の取組

	取組	内容
①	地域活動に関する 情報発信の支援	地域住民の地域活動への関心を高め自主的な参加・協力を促すために、市民活動情報誌やホームページなどを通じてコミュニティ推進協議会をはじめとする地域活動の状況などを掲載するとともに、各協議会の情報誌を市役所等の情報コーナーに設置するなどして、活動の周知・啓発を支援します。
②	コミュニティ推進協議会 同士の交流・情報交換の 場の提供【重点】	各コミュニティ推進協議会における地域性をふまえた独自の活動内容や運営上の工夫、今後の課題などを教えあい共有するための情報交換の機会を提供します。
③	既存の公共施設の有効活用	コミュニティ推進協議会等の地域の各種団体が、身近な場所で気軽に地域住民の交流や地域活動を活発に行うことができるように、学校施設などの既存の公共施設の有効活用を図ることで、場所の確保を支援します。

■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動に関する情報提供	地域住民の地域活動を促し、他の地域の取組状況等について「ふくしだより」やホームページに加え、地域住民が日常的に利用するコミュニティセンターでの掲示など情報提供の充実に努めます。
②	コミュニティ推進協議会の活動支援	コミュニティ推進協議会の活動に積極的に関わるとともに、地域の依頼に応じて社会福祉協議会から講師を派遣し、障がいや認知症などのほか、地域福祉に関する基礎的な理解を深めるための学習機会を提供します。また、福祉部会を窓口、地域の課題を一緒に発見し解決するための取組を展開します。

(2) 地域の関係機関等との連携強化

■市の取組

	取組	内容
①	地区社会福祉協議会活動への支援【重点】	世代や分野を超えた幅広い地域住民等が、多様な地域課題について話しあい、問題解決のための活動や助けあいの風土づくりのために実施する、各地区社会福祉協議会活動を支援します。
②	地域の関係機関等との連携	コミュニティ推進協議会等の地域組織、民生・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係事業者、企業等の一般事業者、学校、コミュニティ・スクール、ボランティア、NPO*団体など、様々な主体との連携強化を図り、地域福祉活動の活性化に努めます。

■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	地域福祉活動計画の周知	地域福祉への理解を得られるよう、地域福祉活動計画の周知を図ります。
②	地区社会福祉協議会との連携・協働【重点】	地域住民が協力して福祉活動に取り組むことができるよう勉強会等を開催するとともに、地区社会福祉協議会が実施する事業に共に取り組みます。

	取組	内容
③	会員募集、共同募金活動 【重点】	人と人が互いに支えあう地域とするため、社会福祉協議会会員を増やし、共同募金活動に取り組みます。また、地域福祉活動事業の原資となる会費及び共同募金の利用方法を市民、企業、事業所等へ周知し、互いに支えあう意識の育成に努めます。

## 2. 地域における包括的支援の充実

### 【現状と課題】

地域には様々な課題があり、介護、子育て、障がい、病気などにとどまらず、住まい、就労、教育など幅広く、生活困窮者など支援の必要な人の暮らしや仕事等の包括的な支援が求められています。

本市においては、働きたくても働けない、住むところがない等様々な困難の中で生活に困窮している人に対して、包括的かつ継続的な相談支援を行っています。

アンケートの結果では、今後本市が取り組む福祉に関する施策として、「生活困窮者、社会的孤立状態にある人への支援の充実」は19.2%となっており、約2割の人が重要な施策として挙げています。

こうした生活困窮の課題は、大人の問題にとどまらず、子どもの貧困にも大きく関係しており、様々な取組を通じて、貧困の連鎖の防止と世帯の再生を促すことが重要となります。

地域で包括的に取り組むべき事項として、「ひきこもりへの対応」や「自殺予防対策」等困難を抱えた人に対して地域で支えあう環境づくりが必要となります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	支援を必要とする人が、自分らしく地域での暮らしを営むことができるように、身近な支えあいから専門的な支援まで、自助・互助・共助・公助の連携を強化します。 市や社会福祉協議会をはじめ様々な専門機関、地域団体やNPO等が連携して、支援の必要な人に寄り添った包括的な支援の仕組みづくりを進めます。
社会福祉協議会	社会福祉協議会に求められる役割の1つとして、地域住民や当事者、福祉関係団体、事業所などの組織化や支援があります。地域に根ざした福祉活動を推進するため、市や福祉関係団体、さらには、コミュニティ組織と協力・連携を図りながら、同時にそれぞれの組織・団体の自主性や主体性を尊重した組織運営ができるよう支援し、関係団体との役割を明確にしながら、お互いの信頼関係の中で連携体制づくりができるように努めます。また、こうした役割を着実に担い、市のパートナーとして質の高い事業を安定的に推進できるように、組織力の強化に努めます。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

困りごとや悩みごとを抱える人に対して、見守りや声かけを行い、寄り添いながら、市の相談窓口や民生委員への相談等、地域の様々な支援があることを伝えます。

一人ひとりが自殺対策への理解と関心を持ち、ゲートキーパー\*養成講座などの研修会等に積極的に参加します。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮者自立相談支援の 新規相談実人数	148人	180人

## (1) 生活困窮者への自立支援

### ■市の取組

	取組	内容
①	生活困窮者の自立支援	民生委員・児童委員や関係機関との連携・協力により、生活困窮者の生活実態の把握に努めるとともに、自立を促すために就労に向けた支援等を行います。
②	ひきこもりの相談支援	生活困窮者相談支援事業の中で、8050問題をはじめとするひきこもりの状態などの把握に努め、福祉・教育等の関連部署及び保健所等の関係機関と連携を図りながら、対応にあたります。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	法外援護支援	災害や疾病等による不測の支出を要する生活困窮者に生活費・治療代を貸し付ける等の援助を行います。
②	生活福祉資金貸付の相談	福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金等の貸付けと、必要な相談支援を行い、安定した生活が送れるよう支援します。
③	くらし資金貸付の推進	自立支援相談事業等と連携を図り、生活再建までの必要な生活費用を一時的に貸し付けます。
④	貸付制度のPRと償還指導	「ふくしだより」にて、生活福祉資金などの貸付制度について周知に努めます。

	取組	内容
⑤	生活困窮者に対する 相談支援	<p>【市からの受託事業】</p> <p>○生活困窮者自立支援事業</p> <p>経済的に困窮している人やひきこもり状態にある人など、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、関係機関と連携しながら包括的に、自立した生活が送れるよう支援します。</p>

## （２）自殺予防対策の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	こころの健康づくり	保健センターや国や県の相談窓口や、スマートフォン等を利用して気軽にメンタルヘルス*チェックができるシステムである「こころの体温計」を周知するとともに、相談支援体制の充実を図ります。
②	ゲートキーパーの周知・活動支援	広報紙やホームページにてゲートキーパーの重要性を周知するとともに、ゲートキーパー養成講座を開催し、参加を促進します。

### 3. 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

認知症の人や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスが利用できることや様々な支援が受けられることが求められます。

近年、こうした支援の必要な人が増加していることから、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業\*」や、財産管理や契約行為等を本人に代わって行うことにより支援する「成年後見制度」などについて、更なる周知を行うとともに制度の利用促進をバックアップする仕組みづくりが必要となってきました。

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	認知症の人や知的障がいのある人など判断能力が十分でない人やその家族等に対し、権利擁護のための日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知し、利用を支援します。 また、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会づくりに向けて認知症施策を推進します。
社会福祉協議会	誰もが地域で安心して暮らせるよう、権利擁護事業に関する制度の広報や利用の支援を行うとともに、市民の安定した生活を確保するために、経済的支援が必要な人への相談・支援、自立支援機能の強化を図ります。

#### 【市民や事業者等に求められる役割】

日常生活自立支援事業や成年後見制度についての正しい知識を身につけます。

認知症の人、知的障がいのある人や精神障がいのある人等を隣近所で見守り、異変に気付いた場合は行政に連絡します。

認知症サポーター\*養成講座を受講して、認知症に対する正しい理解を深めます。

#### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
日常生活自立支援事業の相談件数	23件	35件
認知症サポーター養成講座の受講者数	523人	650人

## ( 1 ) 権利擁護の推進

### ■市の取組

	取組	内容
①	権利擁護の推進	認知症の人や障がいのある人など判断能力が不十分な人が地域で自立して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用援助や、財産や金銭の管理を支援するために、日常生活支援事業や成年後見制度などの利用を促すとともに、制度について周知啓発を行います。
②	認知症施策の推進	認知症の人を抱える家族介護者をサポートするために、地域包括支援センターと連携し、本人及び家族介護者への支援に努めます。また、認知症サポーター養成講座の開催により、地域住民の認知症に対する正しい理解を深めます。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	日常生活の自立に向けた支援	日常生活に不安を抱えている認知症の人、知的・精神障がいのある人に対し、地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行います。
②	成年後見制度利用の支援	日常生活の自立に向けた支援だけでは対応が難しくなった利用者に対し、成年後見制度について説明し利用までサポートします。
③	地域包括支援センターとの連携	悪徳商法*や虐待などの困難ケースに対応するために、地域包括支援センターとともに、総合的な相談に取り組みます。

## 4. 地域福祉の担い手づくりの推進

### 【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、自らが、我が事として促え、地域全体でその解決に取り組むことが必要です。また、これからは「受け手」「支え手」に関わらず、自分のできることを行うということが重要であり、支援を受ける高齢者でも、あるときは地域福祉の担い手になるといった、互いに支えあい、助けあえる地域づくりが課題となります。

本市においても、地域活動は若者の参加は少なく高齢者が多くを占めるのが現状であり、今後の担い手づくりが大きな課題といえます。そのため、若い世代や定年退職後のシニア等新たな参加者を増やす仕組みづくりが課題となります。

アンケート調査の結果では、ボランティアについて、「活動したことがないが、今後活動したい」と答えた人に今後どのようなボランティアに参加したいか聞いたところ、「特に決めていないが、何か社会貢献がしたい」が40.7%と最も多く、このように社会貢献の意向がある人が地域の担い手となるべく、今後も地域福祉のまちづくりへの参加を強く呼びかけていく必要があります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	新たな地域の担い手の発掘と育成を図り、誰もが地域の課題を我が事として促え、参加する地域づくりを進めます。
社会福祉協議会	地域福祉に関する学習機会の提供、ボランティアに関する情報提供や意識啓発、ボランティア人材の発掘・育成、団体間のネットワークづくり、活動助成、ボランティアの派遣などの様々な取組について関係機関と連携を図りながら行います。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

気軽にできる支えあいの活動に参加・体験してみることからはじめ、関心のあるテーマや課題については基本的な知識や技術を学ぶことで、よりやりがいや充実感を感じながら、地域福祉の担い手として活躍することが期待されます。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ボランティア登録者数	2,064人	2,200人
ボランティアコーディネート件数	29件	35件



## (1) 市民活動・ボランティア活動の支援

### ■市の取組

	取組	内容
①	市民活動に関する支援	市民活動に関する理解と関心を深め、市民参加のまちづくりを推進するため、公益活動団体に関しての情報提供や、講座等の開催、団体間の情報交換の場の提供など、活動への支援を行います。
②	青少年ボランティアの育成	青少年に対し、体験活動やボランティア活動の相談及び情報提供を行い、青少年の地域社会での活躍を促進します。また、そうした活動を通じ、地域における様々な年代と交流することにより、地域への理解・関心を持った担い手の育成につなげます。
③	介護支援ボランティアの充実	ボランティアを通じて社会参加しながら、介護予防*や健康増進に取り組むことを目的とした介護支援ボランティア制度について、制度の周知や活動の受け皿の拡充によるニーズや担い手の掘り起こしを進め、活動の機会を拡充します。
④	認知症サポーターの養成	市職員や老人クラブ、民生委員、協同組合等の高齢者と接する機会が多い事業所を中心に、さらに小中学生などの若い世代に対しても認知症に対する正しい理解と普及を図るために認知症サポーター養成講座を開催して、支援者の拡充を進めます。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ボランティアセンター*機能の充実	市民に対して、ボランティア活動の周知を図り、ボランティア活動希望者の登録を促します。また、ボランティア団体同士の交流促進や、ボランティア活動を必要とする企業や事業所等とのマッチングを支援するなど、コーディネート機能の強化に努めます。

## 5. 生きがいくりと交流の推進

### 【現状と課題】

地域におけるつながりが希薄化するなかで、生きがいくりや交流活動は、高齢者や障がいのある人に限らず、すべての人にとって重要なものとなります。

アンケートの結果からは、地域活動の内容として「町内会の活動」が79.3%と最も多く、以下「子ども会の活動」、「地域防災の活動」となっています。地域活動について、「活動したことがなく、今後活動しないと思う」と答えた人の理由として「仕事が忙しい」が最も多いものの、「仕組みや方法がわからない」という人もいるため、転入時における行政や町内会からの働きかけや、ウェブサイトを立ち上げる等、周知方法を工夫する取組が必要と考えられます。また、近所付き合いについて、10～30代の若い世代ではあいさつ以上の関係づくりが難しく、地域のつながりの希薄化がみられます。

近所付き合いのなかで、地域に住む人同士がお互いの顔がわかり、声かけやあいさつができるような関係を築くことは、地域の力となり、その力が地域の様々な問題を解決する糸口となります。

そのため、住民一人ひとりが声かけやあいさつ等の日常的なところから交流を実践し、誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に積極的に参加できるよう働きかけていく必要があります。

### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	多くの市民が、気軽に参加しふれあえる場をつくるとともに、生きがいを感ぜられる地域活動を支援していきます。
社会福祉協議会	世代を超えて気軽に交流できる集いの場づくりを支援します。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

地域の住民同士で日頃から声をかけ、地域活動の積極的な参加を呼びかけます。また、老人クラブやふれあいサロン等地域の活動に参加します。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「住民同士のふれあいや交流」の状況が良い(大変良い)と回答した人の割合(地域福祉に関するアンケート調査)	11.0%	14.3%
ふくししくん広場参加者数	139人	200人

## (1) 生きがいづくりと交流の推進

### ■市の取組

	取組	内容
①	老人クラブの活動支援	高齢者が生きがいをもって暮らしていくため、老人クラブの活発な活動を支援し、会員の増加に向けて対策を行っていきます。
②	通いの場への支援	身近な小地域やコミュニティで気軽に参加でき、地域住民の交流を促進するための場として、地域の力を生かせるような高齢者の通いの場を支援します。
③	子育てに関する交流の場への支援	子育てに悩む保護者の相談や出会いの場づくりを支援するために、親子交流教室や子育てサロンなど既存の取組を効果的に情報発信して、多くの親子の利用を促します。
④	あいさつ運動の推進	助けあいや見守りを進めるための第一歩として、小中学校におけるあいさつ運動や、防犯活動等の地域活動におけるあいさつ運動を着実に推進し、気軽に声をかけあえる関係づくりを進めます。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	ふれあいサロンの立ち上げ支援	高齢者・子育て中の親子・障がいのある人たちが気軽に交流できる集いの場づくりを、ボランティア、地域住民が連携して立ち上げることを支援します。また、サロンと対象となる事業者を結びつけるなど、サロンの運営を支援します。
②	高齢者の交流支援	市内在住の高齢者を対象として、演劇等を楽しんでもらう機会を提供し、そこに集うことで外出の機会を増やし、新たな交流が育まれることを支援します。
③	未就学児向けサロンの開催	未就学児同士がおもちゃ遊びを通じて社会性を身に付けお互いを認め合うとともに、親同士の交流の場にもなるよう、ボランティアの活動の場としても生かしながら、内容を充実させ利用促進を図ります。

### Ⅲ 地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

#### 1. 相談体制の充実【重点】

##### 【現状と課題】

本市では、高齢者に対しては「地域包括支援センター」、子育て世帯に対しては「子育て支援センター」、障がいのある人に対しては「障がい者相談支援事業所」がそれぞれ相談窓口となって対応しています。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会は対象を問わず様々な福祉に関する相談窓口となっています。

アンケート結果では、困った時の相談相手として、「家族」が8割を超え多くなっており、以下「友人・知人」、「近所の人」、「医療機関」と続いています。一方、福祉に関わる相談先である「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「ケアマネジャー」、「介護・福祉サービス事業所」等に相談すると答えた人は合計で約1割にとどまっており、福祉サービス等の相談をしたいと思ったときに相談ができる体制があるということを広く周知していくことが重要となります。

こうしたアンケート結果をふまえ、今後は、市民に対し各機関での相談窓口の周知に努めるとともに、民生委員・児童委員をはじめ、各種関係団体、NPO法人、ボランティア等と連携を図りながら、誰もが地域で気軽に相談できるよう、身近な相談窓口や、専門的な相談支援機関等、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

##### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	市や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など、相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりをめざします。 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉関連事業所や医療機関などと連携し、相談支援体制を充実します。
社会福祉協議会	CSW(コミュニティ・ソーシャルワーカー)*の技法を生かし、電話や来所による相談対応の充実に加え、必要により相談者のもとに訪問するアウトリーチ*型の積極的な相談支援を行います。また、職員間での情報共有や職員研修によりスキルアップを図ります。

##### 【市民や事業者等に求められる役割】

民生委員・児童委員と地域が連携して、高齢者等の見守り・訪問活動を進めるとともに、地域包括支援センターなどへの情報提供を行います。

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所においては、市と連携して相談窓口としての役割を強化します。

## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
困りごとがあるとき 行政に相談する人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	5.1%	11.0%
困りごとがあるとき 社会福祉協議会に相談する人の割合 (地域福祉に関するアンケート調査)	1.7%	5.1%

## (1) 相談体制の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	高齢者への 相談体制の充実【重点】	市内3か所に設置した地域包括支援センターにおいて高齢者に関する幅広い相談に応じ、必要な情報の提供や介護サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療関係者等との連携による相談体制を充実します。
②	子育てに関する 相談体制の充実【重点】	育児相談や児童相談、子育て支援に関する相談など、子育て世代が健康で快適に暮らせるための相談機能を充実するとともに、関係する窓口の連携強化を図り、気軽に相談できる体制を整えます。
③	障がいのある人への 相談体制の充実【重点】	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、保健・医療・教育機関等との連携強化を図り、相談体制を充実します。
④	心身・健康に関する 相談体制の充実	対応が難しいケースについて関係課、保健所、社会福祉協議会等との連携を強化して相談機能を充実するとともに、職員のスキルアップに努めます。 また、療育が必要な親子について、児童発達支援事業の利用や、保健・医療関係者との連携による相談体制を充実します。
⑤	南文化センターにおける 自立の支援	南文化センターにおいて、地域巡回などにより地域住民の生活課題を把握するとともに、社会福祉協議会、ボランティア等と連携しながら住民の自立を支援します。

	取組	内容
⑥	民生委員・児童委員の 周知啓発	地域の身近な相談相手であり、支援を必要とする市民と行政をつなぐ役割である民生委員・児童委員について周知を行います。 また、相談内容に応じて適切な支援につなぐことができるよう、民生委員・児童委員に対し、各種制度についての説明等を行います。
⑦	複合的な課題への対応 【重点】	老老介護やひきこもり、生活困窮など、複合的な課題を持つ市民に対し適切な支援を行うため、福祉分野に限らず、庁内部局の横断的な連携体制の整備に努めます。

#### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	心配ごと相談窓口の開設 【重点】	どこに相談すればいいかわからない困りごとや心配事に対し、専門機関につなぐなど、課題の整理を支援します。
②	法律相談窓口の開設 【重点】	弁護士による法的かつ専門的なアドバイスが受けられる窓口を整え、問題の早期解決を支援します。

## 2. 保健・福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

本市では、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や子ども、障がいのある人等に対する様々な保健・福祉サービスの充実に努めています。

アンケートの結果では、市が取り組む施策として優先して充実すべき施策としては、「必要な福祉サービスの情報提供の充実」「地域における見守りや支えあいの充実」「高齢者や障がい者（児）等の保健福祉サービスの充実」等を約3割を超える人が支持しており、保健、介護、福祉、生活支援といった毎日の安心につながる総合的な支援体制を希望していることがうかがえます。

今後は、地域包括ケアシステム\*の充実に向けて、医療・予防・介護・住まい・生活支援等の総合的なサービス提供ができるように、サービス提供事業者や医療機関、行政機関等が更なる連携を深める必要があります。

## 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	支援が必要な人に対して、適切にサービスの提供と利用を促進することができるように、地域包括支援センターや、各種福祉サービス事業所、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化します。 サービスの質の向上を図るため、サービス事業所において第三者評価*の導入を促進するとともに、苦情処理からサービスの質の向上につなげる仕組みを確立します。
社会福祉協議会	子育てに対する住民の理解を深めるための学習や交流の機会を設けるとともに、地域のサロン活動を通じ子育て支援し、子育て世代が定住しやすい環境づくりを進めます。 また、子どもから高齢者、障がいのある人等、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、行政による制度やサービスの質の向上だけでなく、地域に根ざした支えあいやボランティア活動と、NPO等による活動との連携を図るための仕組みを充実します。

## 【市民や事業者等に求められる役割】

隣近所や地域においては、介護や子育て、障がいのある人、認知機能が低下した高齢者など支援が必要な人について情報を共有します。

支援が必要な場合は自分に合ったサービスを利用します。

コミュニティ推進協議会においては、支援を行っている人や支援機関、市との連携を積極的に進めます。

福祉サービス事業所は、第三者評価を導入しながら、サービスの質の向上と利用の促進を進めます。

## 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「住み慣れた場所で暮らし続ける仕組みづくり」に満足（やや満足）している人の割合（市民意識調査）	13.0%	16.9%

## (1) 地域包括ケア体制の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	地域包括ケア体制の充実	高齢者など誰もが住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、医療や保健、福祉、介護等の専門機関と地域が連携をとり、地域全体で介護や在宅医療を推進することができるような地域包括ケアシステムの充実を進めます。

## (2) 保健・福祉サービスの充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉の充実	日常生活において支援の必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らすことができるよう、ニーズに応じた介護保険サービスの提供を図ります。 また、要介護状態になることを予防し、自立した生活を続けられるよう、介護予防について普及・啓発に努めます。
②	子育て支援の充実	安心して子どもを育てることができるよう、保護者の子育ての負担を軽減するとともに、就労と家庭の両立を支援するため、多様なニーズに対応できる体制の構築を図ります。
③	障がい者福祉の充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じたサービスの提供を充実するとともに、障がいの多様化や本人及び介助者の高齢化等に対応できるよう、支援体制の整備に努めます。
④	健康づくりの支援	すべての市民が健康に暮らしていくことができるよう、生活習慣病やがん等の発症予防や早期発見の促進に努めます。



■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	高齢者福祉・介護保険の利用推進	<p>ケアマネジャーによるケアプランの作成をはじめ、制度以外のサービスの説明や手続を支援するなど、要介護・支援者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。また、介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない困りごとの相談対応など、在宅で安心して生活が送れるよう支援します。</p> <p>【市からの受託事業】</p> <p>○介護支援ボランティア事業 高齢者自らが生きがいをもって生活できるよう、ボランティア活動に取り組むことをコーディネートするとともに、参加しやすい環境づくりと、ボランティア登録者の拡大を図ります。</p> <p>○生活支援コーディネーター事業 生活支援・介護予防サービス提供体制を整えるため、地域の課題や社会資源の把握、ネットワーク化など、他機関と連携を図り地域福祉の向上に努めます。 また、つしま家事サポーター（生活支援の担い手）の養成等を行うとともに、介護保険制度の一部として、サービスが必要と市が認めた人に生活援助を実施します。</p>
②	子育て支援の充実	<p>家族の交流と、福祉学習に触れる機会として社会見学を開催したり、障がいの有無にかかわらず、子育て世代の親子等と一緒に楽しむ機会を提供します。</p> <p>また、子育てに関する困りごとや悩みを相談しやすい環境をつくり、育児中の世帯が負担を抱え込まないよう支援します。</p>

	取組	内容
③	障がい者福祉の充実	障がい福祉サービス等の利用に関する相談対応や計画の作成など、支援が必要と認められる人の課題解決を支援します。また、視覚に障がいのある人を含め、介護を必要とする人のお宅へヘルパーが訪問し身体介護や生活援助を行うなど、適切なサービス利用により自立した生活が送れるよう、ケアマネジメントによりサービス提供につながります。
		<p>【市からの受託事業】</p> <p>○障がい者相談支援事業（一般的な相談の窓口） 障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。</p>

### （３）移動支援の充実

#### ■市の取組

	取組	内容
①	外出・移動支援の充実	<p>駅、買い物施設、公共施設などを巡回するふれあいバスの運行を継続するとともに、公共交通空白地域の解消や移動制約者の日常生活の移動手段の確保のために、一層利用しやすいふれあいバスの運行や新たな移動手法の検討を進め、公共交通の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある人等の移動を支援するため、タクシー料金の助成を行います。</p>

## ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	車いすの貸出	介護保険での貸出が利用できない介護度の人や、短期観光等で必要な人などに貸し出す事業であり、社協会費で運営を行っていることを周知するとともに適切な利用を図ります。
②	移動支援の充実	視覚障がいを含め、障がいのある人に対し、冠婚葬祭、教育・文化的活動など社会生活上必要な外出や、観劇などの余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

## （４）サービスの評価と改善

### ■市の取組

	取組	内容
①	社会福祉法人に対する指導監査の充実	市が所管する社会福祉法人に対する指導監査を適切に実施し、法人の効率的な運営と質の確保を図ります。
②	サービス事業者の質の向上	介護保険サービス事業者や障がいサービス事業者の資質向上を図るため、勉強会等を開催するとともに、事業所間の連携強化に取り組みます。
③	第三者評価事業の推進	福祉施設や事業所、保育所等におけるサービスの質を高めるため、第三者機関による評価事業の導入を促します。

### 3. 防災・防犯の推進

#### 【現状と課題】

南海トラフ地震\*等が懸念されるなかで、災害時の支えあいの意識を高め、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、自ら避難することが困難な在宅の要配慮者に対する支援体制づくりが課題となっています。

本市では、災害時に支援が必要な人の情報を把握し、災害時において迅速かつ円滑な支援を行うために「津島市避難行動要支援者支援制度」を行っており、災害時の地域の対応力の維持・強化を図っています。

また、高齢者や障がいのある人を狙った詐欺などの犯罪抑止のため、警察や防犯協会、コミュニティの防犯部会などが連携して防犯啓発キャンペーンや自主防犯パトロールなどを積極的に実施していますが、様々な特殊詐欺の犯罪被害が後を絶たないこともあり、防犯に対する意識や知識の向上を図り、犯罪のないまちづくりに継続して取り組むことが求められます。

アンケートの結果からは、市が力を入れて取り組むべきこととして、「防災・防犯等の活動による安全安心なまちづくり」が6割を超え最も多くなっていることから、市政全般として防災・防犯は最重要の課題であると認識し、体制整備に取り組む必要があります。

また、新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症の拡大防止も重要であり、市民の協力を得ながら、新しい生活様式に沿った取組を進めていく必要があります。

#### 【基本的な考え方】

	基本的な考え方
津島市	地域の自主防災力を高めるため、自主防災組織や学校における防災活動を支援するとともに、「家庭防災の日」のパンフレットを活用した防災・減災に関する意識啓発や家庭における備えなどを促進します。避難行動要支援者の把握及び地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。防犯や交通安全に関する情報提供を充実するとともに、防犯教室や交通安全教室などを通じて住民の意識及びモラルの高揚を進めます。新型コロナウイルス等感染症予防対策を推進します。
社会福祉協議会	地域の自主防災訓練などを通じ、災害支援ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会の役割を広く市民に周知するとともに、発災時のスムーズなボランティア受入れにつながる防災ボランティアコーディネーターの養成を支援し連携を強化します。また、発災に備えて、日頃から地域の防災訓練や避難行動要支援者への対応などにおいて市や地域と密接に連携することで、情報共有や協力関係を深めていきます。社会福祉協議会職員のスキルアップも図りながら、これらの事業を継続的かつ着実に推進して地域の防災力の底上げに寄与します。

### 【市民や事業者等に求められる役割】

地域の自主的な防災・防犯・交通安全の活動に関心を持ち、自助・互助の必要性を理解するとともに、防災訓練や交通安全教室などの活動に参加・協力することで、安全・安心な住環境を地域ぐるみで育てていくことが求められます。

### 【目標値】

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
「防災（災害時の体制整備）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	11.1%	15.9%
「防犯（犯罪の少なさ）」の状況が良い（大変良い）と回答した人の割合（地域福祉に関するアンケート調査）	27.8%	39.8%

## （１）自主防災体制の充実

### ■市の取組

	取組	内容
①	防災に対する啓発活動	防災に対する現状や課題を周知するとともに、日頃から家庭や地域で備えることの必要性や対応策などについて情報提供や講演会などを行い、住民の継続的な意識啓発を図ります。
②	地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の支援	地域ぐるみで災害に立ちむかい、災害発生時に的確な避難行動がとれるように、自主防災会等の地域が主体となって、子どもや若年層も参加したくなるような実践的な防災訓練の実施を支援します。また、避難行動要支援者への対応についても訓練を通じて地域で検討を進めます。
③	自主防災活動の担い手育成	自主防災活動のリーダーや防災ボランティアコーディネーターなどの担い手を養成するための研修を、NPO等の関係機関と連携して実施します。また、子どもの防火・防災意識を高め、小中学校において避難方法を学ぶための煙体験や啓発などの防火・防災教育を充実します。

## (2) 避難行動要支援者の支援

### ■市の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者の把握	災害対策基本法*の一部改正に伴い、風水害や地震などの災害時に、自力で避難することが困難な人や、情報・意思の伝達が困難な人の安否確認や避難誘導等の支援を行うため、関係部局が連携して避難行動要支援者名簿の作成を進めます。
②	避難行動要支援者の情報伝達・避難支援	名簿情報の的確な管理及び本人の同意に基づく避難支援等関係者への提供を行い、名簿情報を活用した情報伝達や避難支援、安否確認などを行って避難行動要支援者を支援します。

### ■社会福祉協議会の取組

	取組	内容
①	避難行動要支援者名簿作成支援・避難支援等体制づくりの支援	避難行動要支援者の対象となるのは、ひとり暮らしの高齢者や介護保険認定者、障がいのある人など、社会福祉協議会として日頃から支援・介護に関わっている人が多いことから、対象者の把握や避難支援などにも市や関係機関と連携して取り組みます。
②	地域防災訓練の支援	自主防災会やコミュニティ推進協議会が主体となった地域の防災訓練の準備や当日の運営を支援し、災害時に向けた日常的な情報共有や協力関係を強化します。
③	災害支援ボランティアセンターの設置・運営	災害時での災害支援ボランティアセンターの役割や活動を学び、災害ボランティアの派遣について習熟するとともに、コミュニティ推進協議会にも参加を呼びかけて、より実践的で幅広い内容を含む設置・運営訓練を進めます。
④	防災ボランティアコーディネーター養成講座への支援	災害時のボランティア活動をコーディネートするため、職員がコーディネーターとして活躍できるように定期的に研修を盛り込むとともに、海部地域で開催されている防災ボランティアコーディネーター養成講座を支援します。

### (3) 防犯活動の充実

#### ■市の取組

	取組	内容
①	防犯意識の向上	犯罪発生状況や新たな犯罪の動向などについて、広報紙やホームページ等により周知します。 また、街頭などでの啓発キャンペーンや防犯教室などを通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
②	自主防犯パトロールの支援	防犯協会、コミュニティ推進協議会、津島みまもり隊などのボランティア、警察等が連携して実施する、犯罪を排除するための自主防犯パトロールや見守り活動などを支援します。

### (4) 交通安全対策の充実

#### ■市の取組

	取組	内容
①	交通安全教育の推進	交通事故を減少させ、子どもや高齢者などの交通弱者が安全な毎日を送れるように、関係機関やボランティア、地域などと連携して子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施します。
②	登下校における交通安全指導	交通指導員やPTAによる小学生の登下校時の交通指導や見守りを継続的に行うことにより、子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。
③	通学路の安全確保	関係機関が連携して、定期的に通学路の点検を行うとともに歩道のカラー舗装などの通学路安全プログラムを推進し、安全な通学路の確保に努めます。
④	未就学児の集団で移動する経路の安全確保	保育所等が行う園外活動における、散歩等の経路の安全を確保するため、定期的に散歩道等の点検を行うとともに、歩道のカラー塗装などの安全対策を実施するなど、関係機関と連携し、未就学児の集団で移動する場合の交通安全の確保に努めます。